

あおもり循環型社会推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、あおもり循環型社会推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、青森市内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、循環型社会の形成に向け、県民、事業者、民間団体及び行政が協働して取り組む機運づくりを推進するため、廃棄物の不法投棄の未然防止やリサイクルの推進等の事業を行い、もって青森県の良い生活環境の保全に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 廃棄物の不法投棄の未然防止の推進及び原状回復に関すること。
- (2) 廃棄物の適正処理の推進に関すること。
- (3) 廃棄物のリサイクル等3R（発生抑制、再利用、再生利用）の推進に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 協議会は、第3条の目的に賛同する団体を会員として構成する。

2 会員は、特別会員及び一般会員とし、その資格は別に定める。

(会員の入退会等)

第6条 協議会の会員になろうとする団体は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

- 2 協議会を退会しようとする会員は、理由を付して会長に退会届を提出しなければならない。
- 3 会員が会費を1年以上滞納したときは、退会したものとみなす。
- 4 会長は、会員が協議会の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたときは、役員会の承認を得て除名することができる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 5名以内
- (4) 監事 2名

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順によってその職務を代行する。
- 3 理事は、会務を処理する。
- 4 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

(役員を選任)

第9条 会長、副会長及び監事は、総会において選任する。

2 理事は、会員の中から会長が指名する。

(役員任期等)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は毎年1回以上、会長が招集して開き、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 予算及び決算

(3) 規約の変更に関する事項

(4) その他総会が必要と認める事項

3 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 役員会は、毎年1回以上会長が招集して開き、次の事項を決定する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 事業計画及び予算の一部変更

(3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(4) 規約細則の制定に関する事項

(5) その他事業の運営上会長が必要と認める事項

(議長)

第13条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第14条 総会及び役員会の議決及び決定は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会及び役員会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第11条第3項及び前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、会長が委嘱する。

(経費の支弁)

第16条 協議会の事業に要する経費は、会費、補助金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する会費の額は、別に定める。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第18条 協議会を解散しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第19条 協議会が解散のときに有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の同意を得て、協議会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

(補則)

第20条 この規約の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成18年5月31日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員は、第9条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 3 協議会の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 協議会の設立当初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、平成18年5月31日から平成19年3月31日までとする。

会費の額及び会員の資格を定める細則

(会費の額)

- 第1条 規約第16条第2項に定める会費の額は、1口年額1万円とする。
- 2 既に納めた会費は、これを返還しない。

(会員の資格)

- 第2条 規約5条の規定による別に定める会員の資格は、次のとおりとする。
- (1) 特別会員 10口以上の会費を納めた団体及びこれと同等の財政的な支援をした団体で会長が特に認めた団体
 - (2) 一般会員 会費を納めた特別会員以外の団体

(会費の免除)

- 第3条 規約第4条に定める事業の終了以降に規約第6条第1項に定める入会の承認を得た会員は、当該年度の会費を免除する。
- 2 規約第11条に定める総会開催前に規約第6条第2項に定める退会届を提出した会員については、当該年度の会費を免除する。
 - 3 但し、当協議会が実施する電子マニフェスト普及促進事業を利用している会員を除く。
 - 4 事業が延期した場合等の会費の取扱については、会長に一任する。

附則

この細則は、平成18年5月31日から施行する。

附則

改正後の第3条の細則は令和5年6月30日から施行する。